

職務内容書（理事長）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、科学技術・イノベーション基本計画など国の学術振興策を踏まえつつ、研究者の活動を安定的・継続的に支援するため、学術研究への助成、研究者養成への支援、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に実施しています。

今回の公募の対象である理事長は、振興会（役職員約 170 名）を代表して、法人全体の運営業務を総理するとともに、人文学、社会科学から自然科学までのあらゆる分野にわたり、知の開拓に果敢に挑戦する研究者をしっかりと総合的に支えるためにも、より研究者の視点に立った事業の改革や制度改善に取り組むことが求められます。

そのため、学術の振興に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営することができる、人格高潔で高い倫理観を持ち、リーダーシップを発揮して中期目標を達成するための計画を確実に実施できる能力を有する者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人日本学術振興会

（法人の業務概要）

振興会は、平成 15 年 10 月に設立された独立行政法人であり、国が策定する科学技術・イノベーション基本計画などを踏まえつつ、学術の振興を図るための各種の取り組みを実施している。

主な業務内容は以下のとおり。

- （１）学術研究（研究者の自由な発想に基づく独創的な研究）に関し、必要な助成を行う。
- （２）優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給する。
- （３）海外への研究者の派遣、外国人研究者の受け入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行う。
- （４）学術の応用に関する研究を行う。
- （５）学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行う。
- （６）学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行う。

- (7) (4) 及び (6) に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進する。
- (8) 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行う。
- (9) 上記 (1) ～ (8) の業務に附帯する業務を行う。

2. ポスト：理事長 1 ポスト 1 名

(任期：令和4年4月1日～令和5年3月31日※)

※ 独立行政法人通則法第二十一条第一項等の規定に基づき、任命の日から現に文部科学大臣が法人に指示している中期目標の期間の末日まで。

3. 職務内容

振興会の基本的な経営方針を立案し、文部科学大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、以下の運営管理業務（役職員数約 170名）を総理するとともに、役職員の指揮監督、業務運営のマネジメント、コスト縮減のための取組、関係機関との調整を行う。

具体的には以下のとおり。

①振興会の経営

文部科学大臣の認可を受けた中期計画及び文部科学大臣に届け出た年度計画に基づいて、振興会が行う業務全体を総理する。その際、強いリーダーシップを発揮し、経営資源の効率的な配分、国内外の社会の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに、経営リスクの管理を行う。

②内部統制等

振興会を代表して、適時適切な意思決定を行うとともに、評議員会等を通じて、振興会の経営や業務運営に関して外部有識者の意見を聴き、これを振興会の運営に反映させる。

同時に、広報活動や情報開示を推進して振興会の業務運営の透明性の確保を指導する。また、役職員のコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るとともに、振興会の業務運営に関する内部統制機能を適切に維持する。

③外部関係機関との連携

国内外の大学、研究機関、政府諸機関、民間企業等の関係機関と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

特に、人文学、社会科学から自然科学までのあらゆる分野にわたり、知の開拓に果敢に挑戦する研究者をしっかりと総合的に支えるためにも、より研究者の視点に立った効果的な業務運営を行い、科学研究費助成事業（科研費）改革の実行、優秀な若手研究者への支援、国際共同研究の推進などに取り組む。

4. 必要な資格・経験等

- (1) 原則として任期満了時点で70歳未満であること（閣議決定に定められた要件）。
- (2) 学術研究の重要性を十分理解し、振興会の理事長として職責を果たす熱意及び責任感を有すること。
- (3) 大学（大学共同利用機関を含む）、研究機関、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体等において、組織運営に関する上位の管理経験を有し、相応の能力を有していると認められること。
- (4) 国内外の大学、研究機関、政府諸機関、民間企業等の関係機関との良好な関係を維持発展させることのできる、十分な経験及び能力を有すること。
- (5) 学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）の理事長として、国内外の学術研究動向に機敏に対応しつつ、既存の事業等を科学的に分析し、必要に応じて大胆に見直すなど、任期中の業務改善に向けての十分な意欲と能力を有すること。
- (6) 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、また、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むなど、人格高潔で高い倫理観を有すること。

5. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：法人本部（東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター）
- (3) 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- (4) 給与：年収約1,800万円（税込）、通勤手当等
- (5) 福利厚生：健康保険、厚生年金等
- (6) 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり

6. 選考方法

公募により以下のとおり選考する。

- ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- ② 二次選考（面接審査）
- ③ 外部有識者による選考委員会の審議を経て文部科学大臣が任命

7. 応募方法

(1) 応募書類等

- ① 履歴書
- ② 自己アピール文書
 - ・ A4で2枚以内、2,000字程度。
 - ・ 自身が当該ポストに適任であることを示すため、振興会の業務目的及び理事長の職務内容に照らし、いかに貢献することができるのか、業務に関する知識及び経験や

業務を適正かつ効率的に運営する能力等について簡潔にまとめること。

※応募書類等については、一切返却しませんのであらかじめご了承ください。

(2) 応募先

① 郵送で応募する場合

封書に「日本学術振興会 理事長 応募書類」と朱書きにて明記の上、以下に郵送願います。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係

② メールで応募する場合

以下の事項を記載し、上記(1)の応募書類等のデータを添付し、jnjinin@mext.go.jp までメールにてお送りください。

<メール件名>：日本学術振興会 理事長 応募書類

<本文に記載する内容>：

- ・氏名（ふりがな）
- ・電話番号（携帯電話可）

(3) 応募期限

令和3年12月16日（木）必着

8. 欠格事由等

独立行政法人通則法の役員欠格事項に該当する場合は、理事長になることはできません。また、常勤の役員は、在任中、任命権者の承認のある場合を除いて、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することはできません。

【参考】

○独立行政法人通則法（抄）

（役員の欠格条項）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第五十条の三 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

9. 問合せ先

文部科学省大臣官房人事課任用班任用第三係 03-5253-4111（内線：2134）

この他、役員の職務・権限等については、独立行政法人通則法第二章の規定を御参照ください。

URL：http://www.cas.go.jp/jp/doppou_koubo/tsuusokuhou_bassui.html